

**安威川ダム周辺整備事業  
ダム直下広場利活用にかかる  
サウンディング型市場調査（再募集）  
募集要項**

令和6年(2024年)1月  
茨木市

# 目次

1. はじめに	1
2. 施設の諸元	2
(1) 施設名称	2
(2) 施設所在地	2
(3) 開設予定面積	2
(4) アクセス	2
(5) 施設コンセプト	2
(6) 主要施設	2
(7) 施設運営時間	2
(8) 隣接施設	2
3. 想定する事業スキーム	3
(1) 都市公園の公園施設（公共施設）の管理運営	3
① 事業概要	3
② 事業期間	3
(2) 都市公園の公園施設（民間施設）の設置、管理運営	3
① 事業概要	3
② 手続きと使用料等	4
③ 事業期間	5
④ 制限される事業	5
⑤ 公園施設（民間施設）の原状回復義務及び履行の担保	6
4. ヒアリング事項	7
(1) 提案可能な事業スキーム、事業期間、コンセプトなど	7
① 提案可能な事業スキーム	7
② 必要な事業期間について	7
③ 事業実施にかかるコンセプト	7
(2) 指定管理業務について	7
(3) 民間事業による利活用イメージ	7
① 利活用の内容について	7
② ダム管理棟の利活用について	7
③ 収益の還元について	8
(4) 事業スキーム等に関する意見について	8
(5) その他	8
5. 応募に関する事項	8
(1) 応募方法	8
① 応募スケジュール	8
② 説明会の開催（事前申込制）	9
③ 募集要項等に対する質問について	9
④ 必要な書類	9
⑤ ヒアリングの実施（事前申込制）	9
(2) 参加者の備えるべき要件	10

(3) 提案内容、対話の内容に係る知的財産の取扱いについて .....	10
6. その他.....	11
(1) 事務局.....	11
(2) 募集要項の公開 .....	11
(3) 募集要項等の修正等.....	11
(4) 本公募への参加費用の負担 .....	11

---

## 1. はじめに

安威川ダムは、大阪府茨木市生保地先、淀川水系神崎川の右支川である一級河川安威川に大阪府（以下、「府」といいます。）により建設された治水ダムです。昭和42年（1967年）7月の豪雨により大きな被害が生じたこと（北摂豪雨）を契機に、「河道改修とダム建設」による安威川の治水対策が立案され、平成26年（2014年）3月にダム本体工事に着手し、令和4年（2022年）1月にダム堤体工事が完了しました。同年9月から試験湛水を実施し、令和5年（2023年）5月8日にサーチャージ水位まで到達、同年9月1日から河川管理施設として運用を開始したところです。

また、安威川ダム周辺は、都市に近い立地ながら、溪流、里山、棚田など貴重な自然環境を有しています。このような資源を生かすため、茨木市（以下、「本市」といいます。）と府は連携し、ダムにより創出される湖面とあわせた水と緑のオープンスペースを、「自然環境」「レクリエーション」「地域振興と地域間交流」が融合した空間として整備するための事業に取り組んでいます。この事業を総称して、安威川ダム周辺整備事業（以下、「本事業」といいます。）と呼んでいます。

また、本事業は、茨木市総合計画に位置づけられ、本市北部地域における、スポーツ、観光レクリエーションを中心とした地域振興の拠点整備を目指しています。

本市は、本事業を通じて、安威川ダムの広大な湖面と周辺の自然豊かな空間を生かし、市民の暮らしの満足度を高め、新たな交流人口の拡大につなげる場所を形成することをめざしております。また、安威川ダム周辺を「北部地域におけるハブ拠点」として位置付け、ネットワーク機能の形成や北部地域の魅力向上により、地域活性化の起爆剂的な役割を担うことを期待しています。

また、ダム直下広場については、府の河川整備事業として安威川ダム堤体直下に広場等を整備するものであり、令和5年度中の整備完了をめざしております。整備後は本市の都市公園として位置付ける予定ではありますが、施設のポテンシャルを最大限に発揮するためにも、また本事業の効果発現のためにも、指定管理者制度の導入など民間事業者により積極的に活用される施設運営をめざしております。

今回のサウンディング型市場調査では、ダム直下広場を都市公園として活用することを前提とした民間事業者からの提案や対話を通じて、民間事業者の参画意向を把握するとともに、より多くの事業者に参画してもらえるような公募条件や事業スキーム等を整理・検討することを目的として実施します。

---

## 2. 施設の諸元

### (1) 施設名称

ダム直下広場（将来、都市公園「ダムパークいばきた」の一部に加える予定）

※ダム直下広場を除くダムパークいばきた（ダム湖周辺）では、別の指定管理者による管理を予定

### (2) 施設所在地

茨木市大字大門寺他

### (3) 開設予定面積

約2ha（全域河川区域、市街化調整区域）

### (4) アクセス

公共交通：阪急茨木市駅発 阪急バス「忍頂寺車作線（89系統）」奥垣内バス停留所から徒歩約4分（約290m）

自家用車等：茨木市役所から約20分、新名神高速道路 茨木千提寺ICから約5分

### (5) 施設コンセプト

安威川ダムのエントランスゾーンとして、自然の再生や創出に配慮しつつ、レクリエーション空間としての利活用やダム施設見学に配慮した施設としている。その他、デザインの考え方等は以下の通りである。

- ・ロックフィルダム自身が景観の主役である。
- ・4つの円のモチーフ：2つの広場と円丘、トイレ棟はそれぞれ素材や形状の違う円形をしている。
- ・水の動き、流れ：全体が水系を軸としており、地形全体が元の川筋を再現している。

### (6) 主要施設

芝生広場、せせらぎ水路、トイレ、無料駐車場、管理所兼倉庫、堤体左右岸階段、ダム管理棟前広場など

### (7) 施設運営時間

ダム管理棟前広場を除き、夜間は閉鎖する予定です。ただし、民間事業者からの提案により24時間管理統制が取れる場合には、本市と協議の上開放できるものとします。

### (8) 隣接施設

安威川ダム堤体、堤体天端道路、ダム管理所、桑原ふれあい運動広場、大門寺、ダムパークいばきた、ダムサイト周辺遊歩道 など

### 3. 想定する事業スキーム

本事業は民間事業者において以下のいずれか、あるいは両方を実施していただくことを想定しております。

#### (1) 都市公園の公園施設（公共施設）の管理運営

##### ① 事業概要

直下広場の公園施設（公共施設）は指定管理者制度を導入し、民間事業者に施設の管理運営を実施していただきます。管理業務内容としては、除草や清掃等の維持管理業務や窓口対応等の運営管理業務、行為や占用等に係る許可業務を想定しております。本業務に必要な費用（指定管理料）は市からお支払いする予定です。なお、現状は利用料金施設の設置は想定しておりません。

##### ※公園施設（公共施設）を活用した自主事業

民間事業者は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び条例で定められた範囲で、公園の利便性や魅力向上のために、事業者自らの投資によって行う自主事業を実施することができます。直下広場においては、諸条件に従い、都市公園の公園施設（公共施設）を利用したイベント等の開催や誘致を各管理者との協議により行うことができます。

##### ② 事業期間

指定管理の開始より5年間とします。



ただし、(2)の公園施設（民間施設）の設置、管理運営を一体的に事業実施していただく場合は、最長20年間とし、事業内容に見合った適切な期間を、本市と民間事業者の協議により定めるものとします。

#### (2) 都市公園の公園施設（民間施設）の設置、管理運営

##### ① 事業概要

民間事業者は、本募集要項に定める諸条件に従い、都市公園の公園施設（民間施設）の設置、管理運営を行うことができます。また、施設の設置等に当たっては、河川法及び都市公園法の両方に基づくものとします。なお、施設設置・運営に必要な費用は事業者自らの投資によるものとし、原則として市からの負担はありません。

施設の設計に当たっては、過度に閉鎖的な空間とならないよう、公園施設として

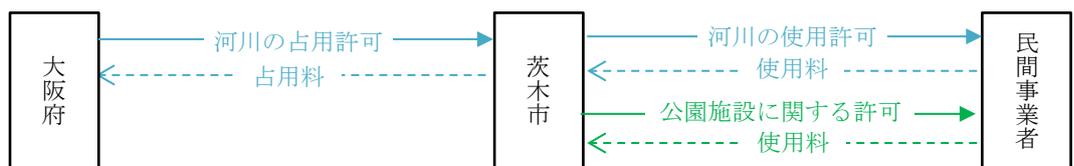
相応しい配置やデザインに留意してください。具体例として以下の事項を参考としてください。

- ・一般の公園利用者が利用できるフットパスやオープンスペースを設ける。
- ・建物内外、敷地内外の視認性を高め、空間の一体化を図る。
- ・公園全体や周囲の自然・まちなみとの景観の調和を図る。
- ・公園施設（民間施設）の利用者が、公園施設（公共施設）を活用できるようにするなど、運営等の工夫により、賑わいの連続性を図る。

なお、直下広場内においては、一部建築物等の施設が設置できない箇所があります。（別紙図面参照）

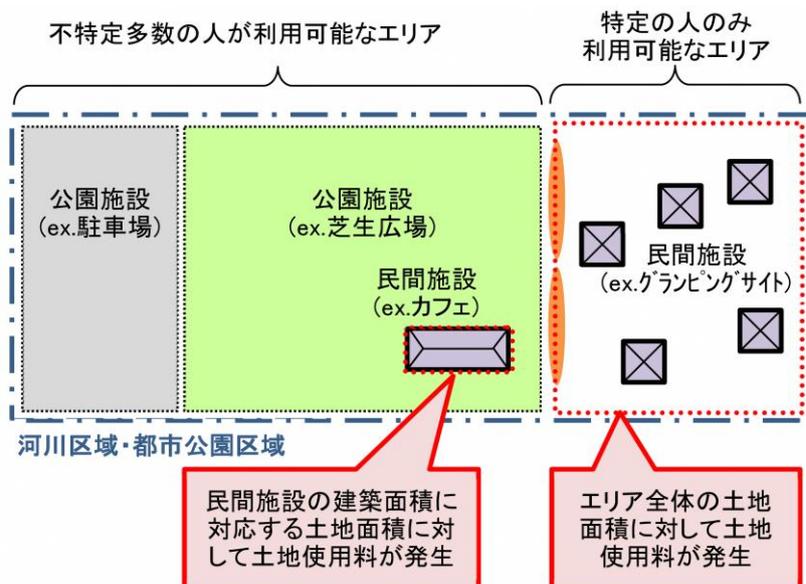
## ② 手続きと使用料等

本事業において民間施設を設置する場合、河川法上の占用許可及び都市公園法上の設置許可を各管理者より得る必要があります。それに伴う河川占用料及び公園施設設置許可使用料を管理者に支払っていただく必要がありますが、河川占用料については、河川使用料として一度民間事業者から本市に支払い、同額を本市から府へ支払う予定です。



### 【土地使用料（河川・都市公園）の考え方】

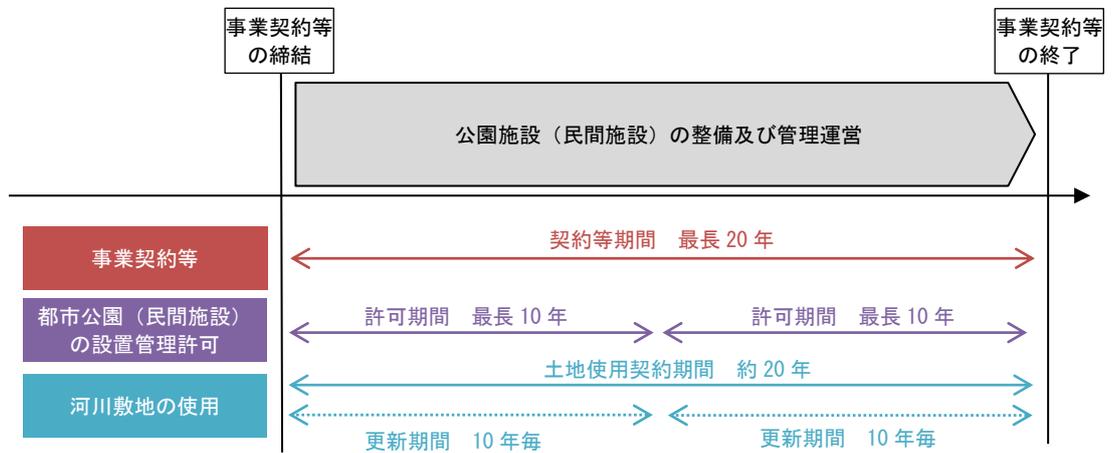
- ・民間事業者は使用に応じて相当額を土地使用料として納付してもらいます。
- ・一定のエリアを排他独占的に利用する場合は、エリア全体を対象に土地使用料が発生します。



### ③ 事業期間

本事業の事業期間は最長 20 年間とし、事業投資に見合った適切な期間を、本市と民間事業者の協議により定めるものとする予定です。

また、都市公園法に基づく公園施設（民間施設）の設置管理許可、河川法に基づく河川敷地の使用契約については、それぞれ許可期間、更新時期が異なります。



#### (7) 都市公園の公園施設（民間施設）の設置管理許可

設置管理許可の期間は、許可日より 10 年以内とします。ただし、本期間内に、許可の対象となる民間事業者より設置管理許可の再申請があった場合、10 年以内を期間として許可を与えることとします。

ただし、期間中に欠格事項に該当する、または、民間事業者の施設運営が本事業の目的と明らかに反する、若しくは、安全上その他の点から適切に管理がされていないと本市が判断する場合には、民間事業者の再申請に際して、本市は許可を行わない場合があります。

#### (イ) 河川敷地の使用

河川敷地の使用契約については、10 年毎に更新手続きを行います。民間事業者には、契約を継続しようとする場合はその前年度において、府が実施する審議会へ事業の運営状況等を報告し、河川区域を活用した賑わい創出に資する事業の実施状況や安定性等について審議の上で、「継続」の意見を受けなければなりません。審議結果により、更新が認められない場合や、更新に当たっての付帯条件、報告義務等が課される場合があります。審議会への報告は占有主体である本市が実施しますが、民間事業者においては、市の要請等に応じ、事業継続の際の検証対象である運営状況等の実績等資料を市に提供していただく予定です。

### ④ 制限される事業

以下に該当する事業については、実施することができません。

- ・本事業の実施目的に明らかにあてはまらないと判断される事業（例：住宅、工場等）
- ・ダム等河川管理施設の管理運営に影響を及ぼす可能性のある、土地の形質の変更

---

を伴う開発を含む事業

- ・河川及びダム等河川管理用施設の管理運営に支障をきたす範囲に及ぶと判断される事業
- ・河川及びダム湖の水質、周辺的生活環境に著しく影響（音・匂い・振動等）を及ぼす事業
- ・風俗営業など、公序良俗に反する事業
- ・その他、本市が社会通念上不適切であるとして認められないと判断する事業

## ⑤ 公園施設（民間施設）の原状回復義務及び履行の担保

### （7）原状回復義務

本事業の開始後、事業期間の満了、途中解約、その他の事由により、本市が民間事業者に対して行う公園施設（民間施設）の設置管理許可が終了し、かつ更新の予定がない場合、民間事業者は公園施設（民間施設）を自らの負担により撤去し、許可の対象となる敷地を原状に復したうえ、本市に返還することを原則とします。

### （1）履行の担保

公園施設（民間施設）の設置管理許可に当たり、本市は民間事業者に対し、原状回復義務の履行について、原状回復に係る費用に相当する金額の保証金を本市へ預託する等の方法による担保を求めます。

## 4. ヒアリング事項

以下の（１）～（６）の項目ごとに、現時点で検討されている内容をお聞かせください。  
（全項目についてご回答いただく必要はありません。）なお、ご回答にあたっては、本事業に関連する計画等を参考にご検討ください。

### （１）提案可能な事業スキーム、事業期間、コンセプトなど

#### ①提案可能な事業スキーム

「３．想定する事業スキーム」に示す事業スキームについて、提案可能な事業スキームを教えてください。

#### ②必要な事業期間について

ア 提案を実現するために必要な事業期間について、「３．想定する事業スキーム」でそれぞれ示す事業期間を参考にご提案ください。

イ 期間設定の理由について、可能な限り詳細に教えてください。

#### ③事業実施にかかるコンセプト

事業を実施するにあたり、基本となる考え方やコンセプト等を教えてください。

### （２）指定管理業務について

ア 公共施設の指定管理、その他類似施設の維持管理等の実績はありますでしょうか。

イ 本施設を自らあるいは協力事業者等により管理することは可能でしょうか。

ウ ダム堤体上流の公園を中心に展開するエリアマネジメント事業（別冊ご参照）について、費用負担や施設の連携等の協力は可能でしょうか。

### （３）民間事業による利活用イメージ

#### ①利活用の内容について

ア 利活用イメージを具体的にご提示ください。特に民間施設整備等を伴う場合は具体的にどのような施設か、可能な限り、位置図、イメージ図等をご提供ください。

イ 事業の投資額（規模）と投資回収等に必要な期間を教えてください。可能であれば、収支概要をご提供ください。

#### ②ダム管理棟の利活用について

安威川ダムの管理棟は府が管理する施設ですが、ダム管理上は日常的に建物内部を開放する施設ではありません。一方、管理棟周辺はダム湖面や堤体、大阪市都心部を望むことができる観光・眺望スポットとなりえる場所であり、多くの方の来訪が予想されます。

また、管理棟にはダム事業を紹介するパネルや模型を展示するほか、トイレ等の施設があり、その利活用の可能性を府と協議しております。

ア ダム管理棟周辺の平場を活用した事業展開は可能でしょうか。

（想定する利活用イメージ：キッチンカーによる飲食機能の提供 等）

イ 管理棟周辺の平場を利活用する際に、管理棟を開放し、利用者対応（簡単な問合せ対応等）していただくことは可能でしょうか。なお、施設使用にあたっては、管理棟の日常管理や光熱水費の負担等の対応が発生する場合があります。

### ③収益の還元について

民間施設の運用やダム管理棟の利活用等により生み出された収益について、その一部を市へ還元していただけるよう、検討を進めております。

ア 本市へ収益の一部を還元していただくことは可能でしょうか。

イ アにおいて可能と回答いただいた場合、想定する還元方法を教えてください。

(例：公園施設設置許可使用料 (1,000 円/m<sup>2</sup>・年) 以上の使用料の納付、収益の○%を毎年度市に納付 等)

### (4) 事業スキーム等に関する意見について

その他、より実現性や質の高い事業提案を行うにあたり、事業条件に改善すべき内容がある場合は、どこをどのようにすればよいか等、具体的なご意見をお聞かせください。

### (5) その他

ア 本件と同様施設の利活用実績など、参考となる事例があれば教えてください。

イ 現時点での参画意向をお聞かせください。参画意向がある場合、単独での参画か、複数社での参画かをお聞かせください。

## 5. 応募に関する事項

### (1) 応募方法

#### ① 応募スケジュール

本調査のスケジュールは以下のとおりです。

調査スケジュール

日程・期間	事項
令和6年(2024年)1月5日(金)	募集要項等の公表
令和6年(2024年)1月17日(水)	説明会の申込期限
令和6年(2024年)1月18日(木)	説明会の開催
令和6年(2024年)1月25日(木)	募集要項等に対する質問の受付期限
令和6年(2024年)2月22日(木)	応募申込書の受付期間
令和6年(2024年)3月中(予定)	ヒアリングの実施
令和6年(2024年)7月(予定)	本公募の開始
令和7年(2025年)4月(予定)	本事業開始

## ② 説明会の開催（事前申込制）

サウンディング型市場調査の実施内容やダム直下広場の現状等より一層ご理解いただけるように、現地説明会を開催します。参加を希望される方は、期日までに下記申込先へ参加者氏名、所属企業部署名（又は所属団体名）、電話番号を明記の上、「様式1:説明会申込シート」を添付しE-mailにて御連絡ください。

※ 説明会への参加はサウンディング型市場調査への参加条件ではありません。

ア 日時 令和6年（2024年）1月18日（木）14時から16時まで

イ 場所 ダム直下広場整備箇所及びダム管理所（大阪府茨木市大字大門寺他）

※ 集合場所については申し込まれた方に別途ご案内いたします。

ウ 内容 サウンディング型市場調査の実施内容やダム直下広場の現状について

エ 申込期間 令和6年（2024年）1月5日（金）から1月17日（水）まで

オ 申込先 E-mail: hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp

（茨木市都市整備部北部整備推進課）

※ メール件名：【ダム直下広場説明会参加申込】としてください。

※ メール添付：様式1「説明会申込シート」

## ③ 募集要項等に対する質問について

本募集要項等に対して質問等がある場合は、募集要項等に関する質問書（様式1）に記入の上、事務局に、電子メールにファイルを添付して提出してください。その際、電子メールの表題は「安威川ダム周辺整備事業 ダム直下広場利活用にかかるサウンディング型市場調査 質問」としてください。）。

質問は、提出後、原則として本市ホームページにて随時に回答とともに公表します。なお、質問内容が個々の提案内容に関わると本市が判断する場合は、質問者に対し個別に回答することがあります。また、本市より質問内容について質問者に内容を確認する場合があります。

質問は、令和6年（2024年）1月25日（木）午後5時15分までとし、随時受け付けます。

## ④ 必要な書類

応募者は、応募申込書を、令和6年（2024年）2月22日（木）まで（開庁時間は午前8時45分より午後5時15分です）に事務局に提出してください。提出方法は持参または郵送（提出期限内に必着、簡易書留としてください）、電子メールにファイルを添付して提出としてください。

## ⑤ ヒアリングの実施（事前申込制）

応募いただいた事業者を対象に、ヒアリングを実施する予定です。提案書を元に、事業内容の確認や実施可能性等についてお伺いする予定です。なお、ヒアリングの実施にあたっては事前に事務局へ提案書を提出してください。

ア 実施方法 事業者の提案内容の保護のため、個別に行います。

イ 実施期間 令和6年（2024年）3月中で、各1時間程度を想定

※ 具体的な日時は個別に調整いたします。

ウ 実施場所 原則、茨木市役所内としますが、協議により場所を変更する場合があります

---

ます。  
※事業者の希望に応じ、対面でなく Web でのヒアリングも可とします。

## **(2) 参加者の備えるべき要件**

本調査へ参加できる事業者は、本要項に沿った事業実施の意向がある法人又は複数の法人で構成されるグループとします。

## **(3) 提案内容、対話の内容に係る知的財産の取扱いについて**

応募者との対話の内容、及び提案書類の内容については、応募者の個別の知見・ノウハウが含まれているため、これらの知的財産の保護について、以下のとおり取扱います。

- (ア) 提案書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- (イ) (ア)については、茨木市情報公開条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する情報として、非公開情報とします。ただし、応募者が公開することを承諾した場合は、この限りではありません。

---

## 6. その他

### (1) 事務局

本募集の事務局は、以下のとおりです。

【事務局】	茨木市 都市整備部 北部整備推進課	担当：高田、柴田
	TEL：072-620-1609 / FAX：072-620-1730	
	E-mail： <a href="mailto:hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp">hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp</a>	

### (2) 募集要項の公開

本募集要項は、本公募の終了までの間、以下のとおり、本市ホームページにて公開します。

※本市ホームページ「【再募集】安威川ダム周辺整備事業 ダム直下広場の利活用にかか  
るサウンディング型市場調査を実施しています」URL

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/61831.html>

### (3) 募集要項等の修正等

本募集要項及び募集要項関連資料に修正、変更、追加等があった場合は、本市ホームページにて速やかにお知らせします。

### (4) 本公募への参加費用の負担

本公募への参加及び提案書類の作成に係る費用については、各応募者の負担とします。

以上